国立大学法人東京学芸大学会計監査人候補者選定委員会要項の一部を改正する要項について

国立大学法人東京学芸大学会計監査人候補者選定委員会要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成21年３月31日

国立大学法人東京学芸大学長
鷲　山　恭　彦

国立大学法人東京学芸大学会計監査人候補者選定委員会要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学会計監査人候補者選定委員会要項（平成21年２月５日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学会計監査人候補者選定委員会要項の一部改正（案）について

改正理由：事務組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正（案）	現　　行
〔省略〕 （組織） 第４条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(3)　〔省略〕 (4) 財務課長 (5) 施設課長 〔省略〕 附　則 この要項は，平成21年４月１日から施行する。	〔省略〕 （組織） 第４条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(3)　〔省略〕 (4) 施設マネジメント部長 (5) 財務課長 〔省略〕